

障害者政策委員会（内閣府）における委員からの主な指摘事項

【代理投票について】

- 代理投票を行う選挙人の意思表示の際や補助者による選挙人の意思確認の際に、投票内容を投票所にいる他の選挙人等に知られることのないよう、投票の秘密に一層配慮すべきではないか。
- 盲ろう者等のコミュニケーションに障害のある選挙人の場合、通訳介助者と離れて投票することになり、自分の意思をうまく伝達できない場合もあるため、選挙人の意思を適切に反映できるよう、更なる支援が講じられるべきではないか。

【候補者情報の提供について】

- 視覚障害者に対する選挙情報として提供されている点字及び音声による「選挙のお知らせ版」について、点字を読めない視覚障害者も多いことから、点字版に加え、カセットテープ版、コンパクトディスク版、音声コード付き拡大文字版等の複数媒体から視覚障害者が選択することができるようにできないか。
- 現状では、「選挙のお知らせ版」は、啓発、周知の一部として実施されているが、「選挙公報」として位置づけることはできないか。
- 各選挙管理委員会がHPで提供している選挙公報のデータについて、音声読み上げが可能となるよう、画像ではなくテキストデータで提供することはできないか。

【知的障害者による投票について】

- 知的障害者が投票する際に、適切に投票ができるように投票所において十分な配慮・支援を行う必要があるのではないか。

代理投票制度の概要

心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人が、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる制度

<対象者>

心身の故障その他の事由(※)により自書することができない者

※ 「心身の故障その他の事由」とは、例えば指先、腕の疾病、中風、失明等を意味する。また、文字の読めない者、自書能力又はこれに代わるべき点字による記載能力のないすべての者を含む。また、学習の機会がなかったこと等により文字が書けない場合も含まれると解される。

<手続>

① 選挙人が投票管理者に申請

② 投票管理者による補助者の指定

投票管理者は、代理投票を申請した選挙人について代理投票をさせるべき事由があると認めるときは、投票立会人の意見を聞いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定める。

③ 補助者による氏名の記載及び立会い

補助者のうち一人に選挙人の指示(※)する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない。

※ 選挙人の指示に反して異なる候補者の氏名を記載した場合は、行為者は、公職選挙法第二百三十七条の二の規定による罰則（二年以下の禁固又は三十万円以下の罰金）の適用を受ける。

<投票者数>

平成 28 年参議院通常選挙（選挙区）

選挙当日投票所における代理投票 38,964人

期日前投票所における代理投票 71,431人

平成 26 年衆議院総選挙（小選挙区）

選挙当日投票所における代理投票 38,318人

期日前投票所における代理投票 62,685人

国政選挙における代理投票に関する通知

3 第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の管理執行について（抜粋）

総行管第282号
平成29年9月29日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿
総務省自治行政局選挙部長

8 代理投票

代理投票については、この制度の趣旨、投票方法等を選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つものであるため、その手続は法令の定めるところにより、適正に実施しなければならないものであり、その運用に遺漏のないようにすること。

特に、投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づいて行われるべきものであることから、投票所の事務に従事する者等のうちから定められた補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載するよう徹底すること。

また、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対のないよう留意すること。

投票を補助すべき者は、代理投票が認められる選挙人の態様は様々であることから、選挙人本人の意思確認に当たり、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であり、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うこと等、その意思確認に十分努力すべきものであること。

なお、意思確認の方法について、「代理投票時における選挙人の意思確認の取組事例について」（平成28年4月28日付け総行管第160号）により通知しているので、参考にすること。

代理投票時における意思確認の取組等

【設備等の整備】

- 氏名等掲示について、選挙人が手元で見ることができるよう縮小版を準備する。
- 意思疎通を図るためにコミュニケーションボードを準備する。

【意思確認の方法】

- 補助者が氏名等掲示を順番に指さし、または候補者名を順番に読み上げ、投票したい候補者のところでうなずいてもらう形で意思確認を実施。
- 本人に氏名等掲示を指さしてもらったり、候補者名を声に出してもらった上で、さらに記載した候補者名を再度本人に確認する形で意思確認を実施。
- 選挙人が候補者ごとに切り取った選挙公報を持参した際に、切り抜きをシャッフルした上で、選び取ってもらうような形で意思確認を実施。
- 候補者の氏名等を書いた紙片（名刺）等を持ってきた場合、特に慎重を要するものであるため、補助者は黙って紙片にある氏名を記載するようなことはせず、選挙人に投票すべき候補者の氏名を確かめてから記載する形で意思確認を実施。
- 候補者1名ごとに所属・氏名を記載したカードを作成し、これを補助者が1枚ずつ読み上げかつ選挙人に提示する形で意思確認を実施。
- 手を動かすことができない者については、家族等と事前に打ち合わせ、まばたきによって意思確認を実施。

【その他配慮事項】

- 選挙人や立会人等から疑惑をもたれないよう、候補者の氏名を聞く場合、誘導尋問と疑われるような言い方をしないよう留意。
- 事前に障害担当課と選挙人の家族を交えて意思確認の方法について打ち合わせる。
- 声により意思確認をする場合もあることから、投票の秘密が確保されるよう、代理投票記載場所は、一般の投票記載場所から十分な距離をとるよう配慮。また、他の選挙人が近づきすぎないように会場整理を行っている。

投票所のバリアフリー対策、選挙のお知らせ版の提供の状況

1 投票所のバリアフリー対策状況

(1) 敷地の入口から、投票所を設置した施設（建物）までの間の障害等

(単位：投票所数)

	投票所 総数	障害 あり	障害がある場合の対応				建物まで の案内図 等の掲示 等	視覚障害 者誘導ブ ロックの 設置	障害者専 用駐車場 の設置
			簡易スロ ープ設置	人的介助	その他	対応 なし			
28年参	47,902	13,013	6,361	6,448	194	133	6,970	2,693	7,313
26年衆	48,617	13,941	7,078	6,756	193	257	6,921	2,104	6,417

(2) 投票所内の設備・備品等の設置状況

(単位：投票所数)

	案内図 等の 掲示	点字器	拡大 ルーペ (虫眼鏡)	老眼鏡	記載台 用照明	文鎮等	車イス	車イス 用 記載台	投票 方法の 掲示	候補者 等名簿 (点字)	候補者 等名簿 (拡大 文字)	手 話 通 訳 者
28年参	12,513	40,260	21,517	35,913	22,293	23,901	23,934	39,009	23,183	39,611	12,250	26
26年衆	12,495	39,910	19,925	34,744	21,330	22,733	22,595	38,138	21,176	39,070	8,560	75

2 点字又は音声による候補者情報（選挙のお知らせ版）の提供状況

全都道府県において点字版・音声版（カセットテープ・CD、音声コードのいずれか）を配布している。

(単位：都道府県数)

	点字版	音声版	カセットテープ	CD	音声コード
28年参 (選挙区)	47	47	39	39	19
26年衆 (小選挙区)	47	47	41	32	13

(音声版の内訳は複数回答。)

※提供方法は、直接配布、関係団体・都道府県市区町村関連施設における据置・貸出・閲覧等

国政選挙における投票所の設備等に関する通知

16 投票所の設備等に関する留意事項について（抜粋）

総行管第295号
平成29年9月29日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿
総務省自治行政局選挙部管理課長

- 1 投票所内においては、選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気できれいに投票できるように創意工夫を凝らすこと。
また、プライバシーの確保等に留意した上で、障害者や高齢者の方々に親切で丁寧な対応ができるよう十分配慮すること。
- 2 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示し、また投票所内においては選挙人の投票のための順路を適切な方法で明示するなどの措置を講じるほか、高齢者や障害者等の投票の便宜のため、次のことに留意すること。
 - (1) 投票所においては、幅が広く堅固な記載台や記載台への照明灯、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、点字器、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮などのより投票しやすい設備や備品を準備すること。
 - (2) 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差がある場合には、スロープを設置する、常時人的介助が可能な体制をとるなどの適切な措置を講じるとともに、これまでなされていた措置であっても、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障害者や高齢者の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講じること。
 - (3) なお、投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる選挙人には人的介助が可能であることについて、障害者や高齢者等の方々に周知すること。また、併せて自書ができない選挙人については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知すること。
 - (4) 投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。なお、学校施設に投票所を設置する場合は、別途通知する「第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の管理執行について」（平成29年9月29日付け総行管第282号）により、その駐車場の確保について配慮すること。
- 3 （略）
- 4 選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は、従前どおり投票所に入るができることとなっているので、その取扱いに留意すること。

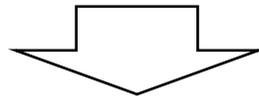
障害者の権利に関する条約（抜粋）

（平成 19 年 9 月 28 日署名、平成 26 年 1 月 20 日批准）

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
- (i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
- (ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
- (iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) (略)



障害者の権利に関する条約 第 1 回日本政府報告（日本語仮訳）（抜粋）

187. 公職選挙法第 47 条及び公職選挙法施行令第 39 条の規定により、目のみえない方々が点字投票を行うことができ、同法第 48 条の規定により、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない者は、代理投票（代筆投票）を行うことができ、同法第 49 条の規定により、都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム、身体障害者援護支援施設等に入院、入所中の方々が、その施設において投票を行うことができ（指定施設における不在者投票）、身体に重度の障害のある方々（身体障害者福祉法に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者のうち一定の障害を有する者等）が、郵便等による投票を行うことができ（郵便等による不在者投票）、同法第 58 条の規定により、障害者を介助している者等投票管理者が「やむを得ない事情がある者」と認めた者については、選挙人とともに投票所に入ることが認められている※。また、同法第 150 条、政見放送実施規程の規定により、衆議院比例代表選挙及び都道府県知事選挙の政見放送においては手話通訳の付与、参議院比例代表選挙においては手話通訳及び字幕の付与が可能であり、また、衆議院小選挙区選挙においては、候補者届出政党が作成したビデオに手話通訳や字幕を付与することができる状況にある。また、総務省は公益財団法人明るい選挙推進協会と連携し、選挙啓発を実施しており、その中で、障害者が可能な投票方法等の周知に努めている。

※随行して入場した者については、代理投票の補助者となることはできないが、投票所内での移動や代理投票の申請等で援助することが可能。